

# 試験所認定審査に関する Q&A

## JAB NL532:2012

第 1 版 : 2012 年 11 月 01 日

公益財団法人 日本適合性認定協会

## 試験所認定審査に関する Q&amp;A

## 質問 1 ( 認定範囲に関する質問その 1 )

私共の試験所はメーカー内の社内試験所で、使用する測定器の校正は、社内の別部門で実施しています。この場合、この社内の校正部門も認定範囲に含める必要があるでしょうか。

## 回答 1

社内の校正部門が JCSS 等で認定を受けていて MRA 対応の認定シンボル付校正証明書を試験設備に対して発行しているのならば校正部門を認定範囲に含める必要はありません。試験設備のトレーサビリティはその MRA 対応の認定シンボル付校正証明書で確認することができます。

社内の校正部門が校正機関の認定を受けていない場合は、試験所審査の対象とする必要があります。試験所審査の際に、校正部門の要員の力量、校正手順、校正の不確かさ、参照標準のトレーサビリティなども審査されます。

社内の校正部門が未認定なのに審査対象に含まれていない場合はトレーサビリティが確立しているとは認められません。

## 質問 2 ( 認定範囲に関する質問その 2 )

認定シンボルのない試験レポートを発行する際にも定められた署名者がレポートに署名する必要があるでしょうか。

## 回答 2

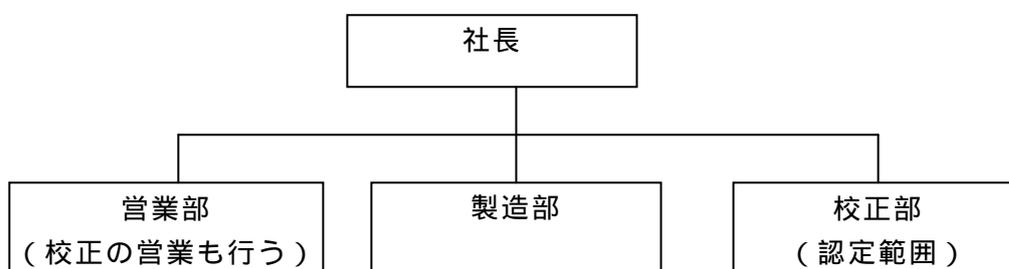
シンボルなし試験レポートで報告された試験業務を JIS Q 17025 適用の対象業務とするか否かによります。対象業務とするか否かは試験所側で自由に決められます。

対象業務にするならば署名者の署名が必要ですが、対象業務にしないならば JAB の認定審査の範囲外ですので関知しません。

JAB では審査の際にシンボルなし試験レポートの有無と、有の場合はその試験業務を JIS Q 17025 適用対象とするか否かを確認させてもらっています。

## 質問 3 ( 認定範囲に関する質問その 3 )

私共の校正機関は測定器メーカー内の校正機関で自社製品を校正しています。組織図は以下のとおりです。



認定範囲は校正部だけですが、校正の注文は営業部員が測定器の販売先から取ってきます。営業部員は営業部長の指揮下にあり校正部長の指揮下にはありません。このように校正機関の要員でない者が営業（受注活動）を行ってもよいのでしょうか。

( 該当条項 5.2.3 項 主要な役割の支援要員を使用する場合、それらが監督下に置かれることを確実にすること )

## 回答 3

注文を正式に受注する権限( 契約内容の確認権限 )が営業にあるかないかによります。正式受注（契約内容の確認）権限は校正機関の要員が持つ必要があり、もし営業部に正式受注（契約内容の確認）権限がある場合は主要な支援要員が監督下におかれていないと判断されます。

## 質問 4

私共はメーカー試験所で、試験所内で使用する消耗品の購買文書の作成、承認及び検収は社内の購買部門に任せており試験所内には購買文書及び検収記録が一切ありません。購買部門を社内の支援サービスと位置づけであり、購買部門の評価・承認手続きを試験所内で毎年行っております。これによろしいでしょうか。

## 回答 4

購買部門に購入してもらう消耗品の仕様を決定した承認文書及び購入してもらった消耗品が適合していることをチェックした記録を試験所内に持つ必要があります。

( 該当条項 4.6.2 項 適合性をチェックするためにとった処置の記録を維持すること、4.6.3 項 購買文書は発行に先立ってその技術的内容に関する確認及び承認を行うこと。 )

## 質問 5

観測原本のデータを鉛筆書きで記録してもいいですか。私共の試験所では、観測原本を鉛筆書きで記録していますが消しゴムは使用しないこととしています。

(該当条項 4.13.2.3 記録に誤りが発生した場合には、それらを抹消したり見えなくしたり削除したりせず、個々の誤りに訂正線を施し、そのそばに正しい値を記入すること)

回答 5：鉛筆書きの観測原本は、消しゴムで容易に見えなくすることができるので、JABでは例え消しゴムを使用したことが確認できなくても認めていません。ただ、鉛筆書きの記録作成後直ちにコピーを取り、そのコピーを観測原本の記録とすることは認めています。

## 質問 6

内部監査の際には内部監査員は試験立会いも行う必要があるでしょうか。私共の試験所の内部監査では、内部監査員は要員へのインタビューと文書・記録の確認のみで試験立会いは行っていません。

(該当条項 4.14.1(抜粋) 内部監査のプログラムは、試験・校正活動を含め、全てのマネジメントシステムの要素を対象とすること)

回答 6：要員の力量評価(5.2 項)や試験・校正結果の品質の保証(5.9 項)が内部監査以外の場で適切に実施されているならば、内部監査において、試験の実施状況についてはこれらの項目について要員へのインタビュー及び記録で確認することにより試験立会を実施しないことも認められます。

## 質問 7

測定器に添付する次回校正期限を示すラベルには年月日まで記載する必要があるでしょうか。私共の試験所では次回校正期限はラベルで年月まで表示していて厳密な校正期限は表示月の月末までであると解釈して運用しています。

(該当条項 5.5.8 実行可能な場合、試験所・校正機関の管理下において校正を必要とするすべての設備に対し、最後に校正された日付及び再校正を行うべき期日又は有効満了の基準を含め、校正の状態を示すためのラベル付、コード付又はその他の識別を施すこと。)

## 回答 7

次回校正期限はラベル記載月の月末であるという認識で試験所内が統一されているならば、月までの表示でも構いません。なお、最後に校正された日付については、規格で“日付”と規定されているので年月日まで記載されている必要があります。

## 質問 8

私共の試験所はメーカー内の社内試験所で、品質管理部に属しています。社内の製造部から試験依頼を受けて試験レポートを発行しています。試験レポートの様式は、責任者の署名・捺印のない簡易な様式で、本様式は試験所長が定めた手順書に定められています。この様式について製造部との書面による合意は必要でしょうか。

(該当条項：5.10.1 試験・校正が内部の顧客のために行われる場合、又は顧客との間に書面による合意がある場合には、簡略化された方法で結果を報告してもよい。)

## 回答 8

製造部は内部の顧客とは言えませんが、試験報告書の様式が、社内文書で正式に規定されているのならそれが書面による合意となり、改めて製造部の合意を得る必要はありません。

質問 9 少し前まで試験報告書は、責任者が捺印した紙を顧客に送付していましたが、最近はその紙をスキャナーで PDF 化して顧客には電子メールの添付ファイルで送付しています。試験所内での試験報告書の記録も PDF の電子ファイルで保管していて、責任者が捺印した紙そのものはシュレッダーにかけて廃棄しています。これで問題ないですか。(該当条項 第 5.10.2 項 j))

回答 9 試験報告書をスキャナーで読み込んだ PDF ファイルは試験報告書のコピーであり、捺印のコピーは捺印ではないので JIS Q 17025 第 5.10.2 項 j)で認められません。認められる例としてはコピーでもよいと顧客から書面による合意を得ておくか、紙への捺印ではなく PDF ファイルそのものに責任者が電子署名する方法があります。

質問 10 私どもの試験所では試験報告書の権限者の署名欄には「試験所長 印」と記載されていて、試験所長の姓(山田)だけの印鑑を押して、別に氏名は記載していません。これでもよろしいでしょうか。(該当条項 第 5.10.2 項 j))

回答 10 JIS Q 17025 第 5.10.2 項 j)には「発行権限をもつ人物の氏名」と規定されているので、氏名を記載せず姓のみの印鑑の押印では氏名が記載されているとは認められません。



公益財団法人 **日本適合性認定協会**

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1  
五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。